

第4次国有林野事業流域管理推進アクションプログラム（沖縄北部流域）

1 流域の特色（国有林 7千ha、民有林 45千ha）

沖縄北部流域は、沖縄本島北部の名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町と本島より西に位置する伊江村及び北西に位置する伊是名村、伊平屋村の12市町村で構成されている。

特に、名護市、国頭村、大宜味村、東村の1市3村の地域においては、山々が連なった亜熱帯特有のイタジイ等を主体とした森林地帯である。この一帯は森林として自然環境に恵まれており、国の特別天然記念物である「ヤンバルクイナ」「ノグチゲラ」「ヤンバルテナガコガネ」等の希少な野生動植物が生息・生育している地域である。

また、名護市、国頭村、東村の国有林の4千haについては、沖縄県に「勅令国有林野無償貸付契約」により貸付を行い、県営林経営計画に基づき管理経営を行っている。それ以外の国有林についてのほとんどが沖縄北部訓練場として米軍に使用されている。

2 流域内で優先的に取り組むべき課題

沖縄全体における流域の森林・林業・木材産業の発展のため、民有林サイド（森林・林業・木材産業関係者）と幅広く連携を進め、国有林のあり方について意見交換を行い、沖縄県全体の活性化に向けた取組について、各関係団体等との意思疎通が必要である。

また、希少な野生動植物種が生息・生育している地域であることから、研究機関と連携を図り、生物の多様性保全のための共同研究を行い、生息環境保全の取り組みを推進する必要がある。

3 国有林野事業に対する流域内のニーズ・要望

当流域における国有林野事業については、自然環境に配慮した森林ツーリズム等として、保健休養林的な活用（保護区域の設定）を図る必要がある。一方、伐採及び造林事業としての活用（事業区域）等を明確にし、自然と環境、事業として調和のとれた森林環境のあり方を検討すべきである。

また、琉球の木の文化の継承や、木材のバイオマス利用、ホダ木原木の計画的な供給などの要請があることから、国、県、市町村及び森林組合等との情報交換等行う必要がある。

4 国有林野事業が率先して行う取組

①計画的な木材供給の推進

ア) 目標：沖縄県産材の有効的な活用についての意見交換

イ) 連携・協力機関：県、市町村、森林組合等

ウ) 取組方向：流域内での国有林においては、現在、木材供給体制が図られていないが、木材の利用（木材のバイオマス利用等）を促進することの意義を県民に普及啓発し、ひいては、沖縄の森林・林業に資することを目的に関係機関との情報交換を積極的に推進する。

②森林施業の効率化・共通化等の取組

ア) 目標：国有林をフィールドとして活用した郷土樹種の植栽。「古事の森」としての取組

イ) 連携・協力機関：沖縄県、首里城古事の森育成協議会、NPO法人等

ウ) 取組方向：平成20年度に「古事の森」制度を活用し、沖縄古来の郷土樹種「イヌマキ」を植栽して将来的には世界自然遺産である「首里城」の復元に活用してもらうこととして「首里城古事の森育成協議会」が発足し「古事の森」を運営して行くこととなった。この「古事の森」づくりに対し、国有林から技術的なアドバイスをを行うこととする。

③林業技術の開発・普及・啓発、林業事業体の育成

④安全・安心への取組

⑤生物多様性保全に配慮した取組の推進

ア) 目標：生物多様性保全のための共同研究の展開

イ) 連携・協力機関：森林総合研究所

ウ) 取組方向：沖縄北部の森林における生物多様性保全のため、研究機関と共同研究により、希少野生動植物（対象種：ヤンバルテナガコガネ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ）の生息地の把握及び生息環境保全の取組を行う。

⑥上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

ア) 目標：教育関係機関と連携した森林環境教育の推進

イ) 連携・協力機関：国頭村教育委員会、国頭村森林組合、国頭村立安田小学校、東村教育委員会、東村立安波小学校

ウ) 取組方向：平成20年度に設定した「首里城古事の森」事業を活用した森林環境教育の取り組みを行う。

流域名・流域番号	沖縄北部流域（156）	担当部署	沖縄森林管理署
計画期間	平成22年4月1日～平成25年3月31日		